

平成29年9月22日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、19都道府県の36人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 19都道府県36人

(北海道3、秋田県1、群馬県1、東京都4、新潟県1、長野県2、岐阜県1、静岡県1、愛知県5、三重県1、大阪府3、兵庫県4、和歌山県1、島根県1、広島県2、高知県1、福岡県1、宮崎県2、鹿児島県1)

数字は人数

※ 島根県での強制執行の実施予告は初

※ 支払期限 平成29年9月29日